

司法シンポジウム企画

『真に国民の権利を守り、憲法を頂点とする規範統制を司法が担えているか
～司法制度改革との関係で』

ここ数年、政治の過程や裁判所の判決に関連して憲法や司法に対する社会的な関心が大きく高まっています。憲法や立憲主義に関する学者らの意見表明も相次ぎ、また夫婦のあり方に関する最高裁判所の判決などを通して、人権や司法に関する議論も活発化しました。

このような憲法・人権や司法に対する関心の高まりを踏まえて、法の支配を確立するために、いま司法が果たすべき役割は何なのか、司法がその役割を果たすためには何が必要なのか、本年11月、日弁連で第27回司法シンポジウムが開催され、議論されます。

当会では、そのプレシンポジウムとして、司法改革を目指して最初からその問題に関わってこられた木佐茂男北海道大学名誉教授に、司法改革スタート時に描かれた理想と今日の現実を語っていただき、ひいては、最高裁判所を始めとする司法機関が国民の権利を守り、憲法を頂点とする規範統制機能を十分に果たしているのかについてご講演をいただき、これからの司法改革のあり方を考えたいと思います。ご講演の後は、引き続き、パネルディスカッションを行い、他国の司法制度との対比も行いながら、論点についての認識を深めたいと思います。つきましては、市民の方々への広報にご協力いただきたく、何卒お願いいたします。

詳細は、下記のとおりです。

記

- ◆日時 2016年（平成28年）9月16日（金）午後5時30分～午後8時
- ◆場所 京都弁護士会館 地階大ホール（京都市中京区富小路通丸太町下ル）
- ◆内容 第1部 講演 第2部 パネルディスカッション
- ◆講師 木佐 茂男（きさ しげお）氏（北海道大学名誉教授・九州大学名誉教授・弁護士）
- ◆対象 府市民、法律に関する各種「士業」の方や弁護士等
- ◆参加費無料、事前申込不要
- ◆主催 京都弁護士会 / 共催 日本弁護士連合会

■本件に関するお問合せ先

担当者：司法改革推進委員会 委員長 秋山 健司（京都第一法律事務所）

（TEL：075-211-4411 / FAX：075-255-2507）

京都弁護士会（TEL：075-231-2337 / FAX：075-223-1804）

URL：<https://www.kyotoben.or.jp/>